

# 和歌山県報

発行和歌山県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

<b>目</b> 次(*については県例規集登載事項)	(取扱課室名) ページ
〇 告示	
138 身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課)1
139 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	( ") 2
140 日高川土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)2
141 保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)3
142 "	( ") 3
143 "	( ") 4
144 公共測量の終了	(技術調査課) 4
145 和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用	ノート型コンピュー
タ保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会) 4
〇 選挙管理委員会告示	
*4 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる	る病院等の指定)の
一部改正	7
*5 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設	設の指定)の一部改
正	7
*6 "	7
O 公告	
入札公告	(教育委員会)8
	·
和歌山県告示第138号	かのしょい 七字した
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を資	火切とわり拍圧した。
平成25年2月5日	
	山県知事 仁 坂 吉 伸
診断する身	
指定医師名   診療科目   医療機関名   医療機関   指 定   視   聴   平   音   そ   肢	心   腎   呼   又ぼ   小   免   肝

						診	断	す	る	身	体	障	害	の	種	類	
指定医師名 診療科	診療科目	目 医療機関名	医療機関 の所在地	指 定 年月日	視	聴	平	音声言語	そし	肢	心	腎	呼	又ぼ	小	免	肝
					覚	覚	衡	言語	やく	体	臓	臓	吸	は直腸	腸	疫	臓
三木良久	整形外科	くしもと町立 病院	東牟婁郡 串本町サ ンゴ台69 1-7	平成 25. 1. 23						0							
井上貴久彦	眼科	済生会有田病 院	有田郡湯 浅町吉川 52-6	平成 25. 1. 23	0												
木下幾晴	消化器科	(独) 国立病 院機構南和歌 山医療センタ	田辺市た きない町 29-1	平成 25. 1. 23										0			

# 和歌山県報 第 2427 号

平成25年2月5日(火曜日)

小口健	リハビリ テーショ ン科、神 経内科	(公財) 白浜 医療福祉財団 白浜はまゆう 病院	西牟婁郡 白浜町14 47	平成 25. 1. 23									0					
-----	-----------------------------	-----------------------------------	---------------------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

## 和歌山県告示第139号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)において、同法第65条の規定により次のとおり指定の辞退があったので、同法第69条第3号に基づき公示する。

平成25年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	群 返 年月日
向日葵薬局	紀の川市桃山町調月586-1		安藤千余子	平成 24.12.31

## 和歌山県告示第140号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により日高川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(平成25年1月15日退任)

職名氏名住所

理事 橋本一男 御坊市湯川町小松原306番地理事 三木正善 御坊市湯川町丸山681番地1 理事 竹田啓一 御坊市湯川町財部325番地3

理事 最明睦夫 御坊市湯川町財部542番地

理事 北岡俊彦 御坊市薗147番地

 理事
 田端明
 日高郡美浜町大字田井380番地

 理事
 立花正幸
 日高郡美浜町大字和田3124番地

 理事
 塩崎葵
 日高郡美浜町大字和田225番地

理事 狩谷健造 日高郡日高川町大字小熊3483番地

理事 中村幸弘 御坊市藤田町吉田131番地 理事 阪本準一郎 御坊市藤田町藤井2227番地 理事 塩路竹雄 御坊市湯川町小松原141番地

 理事
 松本清造
 御坊市島659番地

 理事
 松本峰生
 御坊市島415番地

 理事
 藤田泰幸
 御坊市野口1614番地

 理事
 大杉健治
 御坊市野口1321番地

 理事
 小森一弘
 御坊市野口856番地

監事 津村興一 御坊市湯川町財部618番地

監事 森本末廣 御坊市島266番地 監事 林伸行 御坊市野口163番地

2 就任した役員(平成25年1月16日就任)

職名氏名住所

理事 橋本一男 御坊市湯川町小松原306番地 理事 三木正善 御坊市湯川町丸山681番地1 理事 岡本孝則 御坊市湯川町財部320番地 理事 最明睦夫 御坊市湯川町財部542番地

理事 北岡俊彦 御坊市薗147番地

理事 田端明 日高郡美浜町大字田井380番地 理事 立花正幸 日高郡美浜町大字和田3124番地 理事 塩崎葵 日高郡美浜町大字和田225番地 理事 狩谷健造 日高郡日高川町大字小熊3483番地

理事 阪本準一郎 御坊市藤田町藤井2227番地 理事 中村幸弘 御坊市藤田町吉田131番地 理事 塩路竹雄 御坊市湯川町小松原141番地

理事 松本清造 御坊市島659番地
理事 松本峰生 御坊市島415番地
理事 藤田泰幸 御坊市野口1614番地
理事 出口光宏 御坊市野口1280番地
理事 小森一弘 御坊市野口856番地

監事 岡本宗浩 御坊市湯川町財部131番地

監事 森本末廣 御坊市島266番地 監事 林伸行 御坊市野口163番地

#### 和歌山県告示第141号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成25年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第142号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成25年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並 びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第143号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成25年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 和歌山県告示第144号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき南海電気鉄道株式会社取締役社長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基準点測量
- 2 作業期間 平成22年9月1日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 橋本市隅田町地区

## 和歌山県告示第145号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、 和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務に係る 一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成25年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
  - (1) 業務の名称

和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務

- (2) 業務の内容
  - 仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - この一般競争入札に参加することができる者は、平成25年2月5日現在において次の要件を満たしている者とする。
  - (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。 以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であることとし、業務を共同して行うこと を目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。
  - (2) 平成20年4月1日から平成24年12月31日までの間に、同種又は同規模の役務の提供に係る1以上の事業 実績を有し、その成果が適正かつ優良である者であること。
  - (3) ア又はイのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。
    - ア 技術士法 (昭和58年法律第25号) 第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門 (情報 通信を選択科目として受験した者に限る。) の技術士の登録を受けた者
    - イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者
    - (ア) 情報処理システム監査技術者
    - (イ) 特種情報処理技術者
    - (ウ) オンライン情報処理技術者
    - (エ) プロジェクトマネージャ
    - (オ) プロダクションエンジニア
    - (カ) システム運用管理エンジニア
    - (キ)システム監査技術者
    - (ク) ネットワークスペシャリスト
    - (ケ) テクニカルエンジニア (ネットワーク)
    - (コ) テクニカルエンジニア (システム管理)
    - (サ) テクニカルエンジニア (情報セキュリティ)
    - (シ) ITストラテジスト
    - (ス) ITサービスマネージャ
    - (セ)情報セキュリティスペシャリスト
    - (ソ) エンベデッドシステムスペシャリスト
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類は、構成員ごとに作成することとする。
  - ア 競争入札資格審査申請書
  - イ 事業実績調書(事業実績を証する書類の写しを添付すること。)
  - ウ 役員等に関する調書
  - 工 使用印鑑届
  - オ 法人にあっては、登記事項証明書
  - カ 個人にあっては、住民票
  - キ 印鑑証明書
  - ク 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した、県税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
  - ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

- コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- サ 担当技術者経歴書(資格等を証する書類の写しを添付すること。)
- シ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定を証する書類の写し
- (2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は情報システムの契約に係る競争入札 参加者の資格を有している者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の 写し又は情報システムの契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって(1)のウ からコまでの書類の提出に代えることができる。
- (3) (1) のアからエまで及びサからスまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成25年2月5日(火)から同月19日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所及びインターネットのホームページ(http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku2/sub9\_3.html)で配布する。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年2月22日(金)午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
  - (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

(2) 日時

平成25年2月19日(火)午前10時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年2月25日(月)から同年3月1日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成25年3月8日(金)までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者のみに通知する。

- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成25年3月13日(水)午後4時までに、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成25年3月19日(火)までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

# 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第4号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成25年2月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介



社法人寿敬会養護老人 和歌山市吉礼179番地 に改める。

## 和歌山県選挙管理委員会告示第5号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成25年2月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介



に改める。

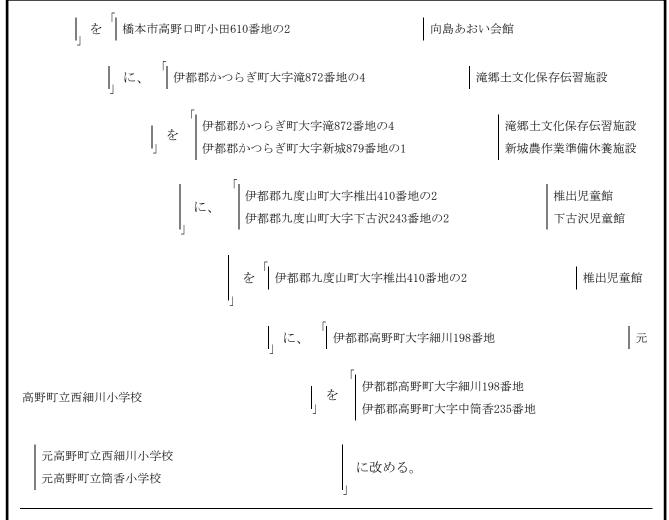
## 和歌山県選挙管理委員会告示第6号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成25年2月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

表中 橋本市高野口町小田610番地の2 向島あおい荘



# 公 告

#### 入札公告

和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成25年2月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度 平成25年度
- (2) 業務の名称

和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務

- (3)業務の内容 仕様書による。
- (4) 業務履行の場所 仕様書による。
- (5) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第145号に規定する和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校 校務用ノート型コンピュータ保守業務に係る一般競争入札参加資格を有するものであること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

平成25年2月5日(火)から同月19日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

入札説明書等を交付する場所及び期間は次のとおりとし、(2) に掲げる期間に、インターネットのホームページ (http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku2/sub9\_3.html) から入手することもできる。

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

- (3) 交付する入札説明書等について質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、 その後は、平成25年2月22日(金)午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面 (ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

(2) 日時

平成25年2月19日(火)午前10時

- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
  - ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

イ 入札日時

平成25年3月21日 (木) 午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

工 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成25年3月21日 (木) 午前9時までに和歌山県教育庁教育総務局総務課に必着するように行わなければならない。

### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 8 入札保証金に関する事項
  - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
  - (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
  - (1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
  - (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効

2に規定する資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並 びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、 無効とする。

- 11 入札執行方法の細目
  - (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
  - (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
  - (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

  - (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- 12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

- 14 その他
- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。 ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この一般競争入札は、平成25年2月和歌山県議会において、平成25年度和歌山県当初予算が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

#### 15 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

Maintenance for the "Wakayama Educational Network System".

- (2) Date and time for tender: 10:00 A.M. 21 March 2013
- (3) Contact point for the notice: Prefectural School Division of Wakayama Prefectural Board of Education, 1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262 Japan

Phone: 073-441-3641 (Fax: 073-432-4517)